

# 原油価格や物価高騰等の影響を受けた市民や事業者支援のため 総合緊急対策事業費の補正予算を可決

6月定例会  
6月3日～6月21日

第2回定例会では、子ども医療費支給条例の一部改正、一般会計補正予算、市道路線の認定及び廃止など、18議案が市長から提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、原案のとおり可決・同意・承認しました。  
(採決の結果は4ページ)

## 主な議案審議

### ◆令和4年度一般会計補正予算(第3号)

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されたことを受け、交付金を活用して実施する事業を追加するもの**

**Q** 交付金の限度額と活用状況、残額と今後の活用方法は。

**A** 令和4年度の交付限度額は4億562万7千円であり、今回の補正予算で8事業に2億347万5千8千円の活用を予定している。残りの約1億7千万円は、

引き続き市民や事業者の負担を軽減するため、有効な活用方法を検討していく。

し、計4万冊発行する予定。購入対象者は市内在住の方で1人原則2冊まで、使用期間は令和4年10月1日から5年2月28日までを予定している。

**Q** 生活応援/省エネエアコン普及促進事業の内容は。

**A** 市税の滞納のない市民が、基準を満たす省エネ効率の高いエアコンを自身が居住する住宅に設置する場合に、1世帯当たり1台まで、購入費の50%以内で2万円(市内店舗で購入した場合日は4万円)まで補助するもの。

**Q** 生活応援/学校給食費支援事業費の内容は。

**A** 小中学校全体の給食食材費が1か月当たり約4千400万円であり、今後の物価上昇分を10%と見込み、1か月当たり440万円を食材費の高騰分として充てることを想定している。現時点では、令和4年7月までの献立作成は終了していることから、9月から3月までを予定している。



生活応援！省エネエアコン普及促進事業  
※予算額に達した場合は、申請期間中でも受付を終了します。



### ◆市税条例の一部改正(専決処分)

**Q** 熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う固定資産税の減額措置が延長されるが、その内容とこれまでの実績は。

**A** 令和4年4月1日から6年3月31日までの間に行った改修工事について、工事を行った翌年度分に限って家屋の固定資産税を床面積120平方メートル相当分まで3分の1減額するものである。令和4年度課税分の減額措置の実績は4件、2年度、3年度は実績がなく、元年度はマンション1棟で176件である。

### ◆市税条例等の一部改正

**Q** 住宅借入金等特別税額控除の制度概要と借入限度額は。

**A** 住宅ローンを利用して住宅を取得した場合、住宅ローンの年末借入残高の一定割合を所得税から控除できるものであり、所得税で控除しきれなかった額がある場合は、一定の限度額内

で個人住民税から控除できる。控除対象となる借入限度額は、事例により異なるが、一般的な新築住宅で令和4年に入居した場合は3千万円である。



### ◆令和3年度一般会計補正予算(専決処分)

**Q** 笹井柏原線整備費の専決処分の繰越明許費が約8千200万円から1億2千300万円に増額となったが、内訳は。

**A** 令和3年度予算で既に発注をしている市道幹線第92号線外1線擁壁設置工事の工事請負費で3千669万9千円、電柱移設に伴う移設補償費で466万3千円、合わせて4千136万2千円を繰越明許費に加えたものである。

### ◆令和4年度一般会計補正予算(専決処分)

**Q** 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、申請により給付金が支給されるのはどのような場合か。

**A** ひとり親世帯では、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、2年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、2年2月以降の任意の月の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満となる方である。ひとり親以外の世帯では、高校生年齢の児童のみを養育している方で、4年度の住民税が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、4年1月以降の任意の月の収入が住民税非課税相当の方である。



**Q** 給付金の振込方法と誤送金を防ぐための対策は。

**A** 今回の給付金に限らず、振込の相手先が多い場合は、支給対象者の氏名、振込口座、支給金額などの振込データを電子決裁に添付し、所属長及び会計課担当者を確認し、承認した後、指定金融機関などに送信し、支給対象者の各口座に振り込んでいる。

防止策としては、振込手続の決裁の前段階において、振込データを内容が確認しやすい様式などに置き換え、支給額が適正であるかを複数の職員により確認していく。

### ◆令和4年度一般会計補正予算(第2号)

**Q** 自宅療養者に対する配送業務委託の内容とその委託先は。

**A** 新型コロナウイルス感染症の陽性者となり自宅療養中の方やその同居の方、日常生活に必要な食料品や日用品の配達業務を委

託するもの。委託先は、市内に事業所を有する運送事業所などを想定している。

**Q** 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する配食サービスの提供について、今回から危機管理課所管の防災費に変更となった理由は。

**A** 自宅療養者の支援は新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームが行ってきたが、令和4年度から当該業務を危機管理課に移管したことから、防災費に計上したものである。

**Q** 所管が変わることで、サービス内容などに変更が生じるのか。

**A** 現在、職員が行っている食料品や日用品の配達業務を外部に委託するものであり、サービス内容などに変更は生じない。

